

# 教育委員会定例会事項書

令和元年9月19日(木)

9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議 題

議案第 36号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

議案第 38号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

議案第 39号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

## 4 閉会宣言



# 前回定例会の審議結果

## 1 日時

令和元年9月5日(木)

開会 13時30分

閉会 14時41分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、黒田委員、原田委員

欠席者 大森委員

議事録署名者 森脇委員

## 4 採択議案の件名

議案第31号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第32号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第33号 訴えの提起(和解を含む。)について

議案第34号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案(職員等の旅費に関する条例関係、公立学校職員の給与に関する条例関係、公立学校職員の退職手当に関する条例関係、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係)

議案第35号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案

## 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

## 6 諸般の報告

報告1 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

報告2 令和2年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について

報告3 令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書(「特別の教科道徳」を除く)の各採択地区における採択について

報告4 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

報告5 令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について

報告6 令和元年度三重県中学校総合体育大会の結果について

報告7 第41回東海中学校総合体育大会三重大会の結果について

報告8 令和元年度全国中学校体育大会の結果について

報告9 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

## 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第36号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年9月19日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第二（第三条関係） 非常勤の講師等手当額表				別表第二（第三条関係） 非常勤の講師等手当額表			
職種	学歴免許資格経験等	基本額	加算額	職種	学歴免許資格経験等	基本額	加算額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
非常勤の助手	教育長が別に定める。	一日につき六、七 七〇円		非常勤の助手	教育長が別に定める。	一日につき六、五 六〇円	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
備考				備考			
一	(略)			一	(略)		
二	(略)			二	(略)		
三	(略)			三	(略)		

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

## 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

非常勤の助手の報酬について、最低賃金の改定を踏まえ、額の改正を行う。

### 2 改正内容

非常勤の助手の基本額

1日につき6,770円（改定前6,560円）

### 3 施行期日

令和元年10月1日



## 議案第37号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について、別紙のとおり提案する。

令和元年9月19日提出

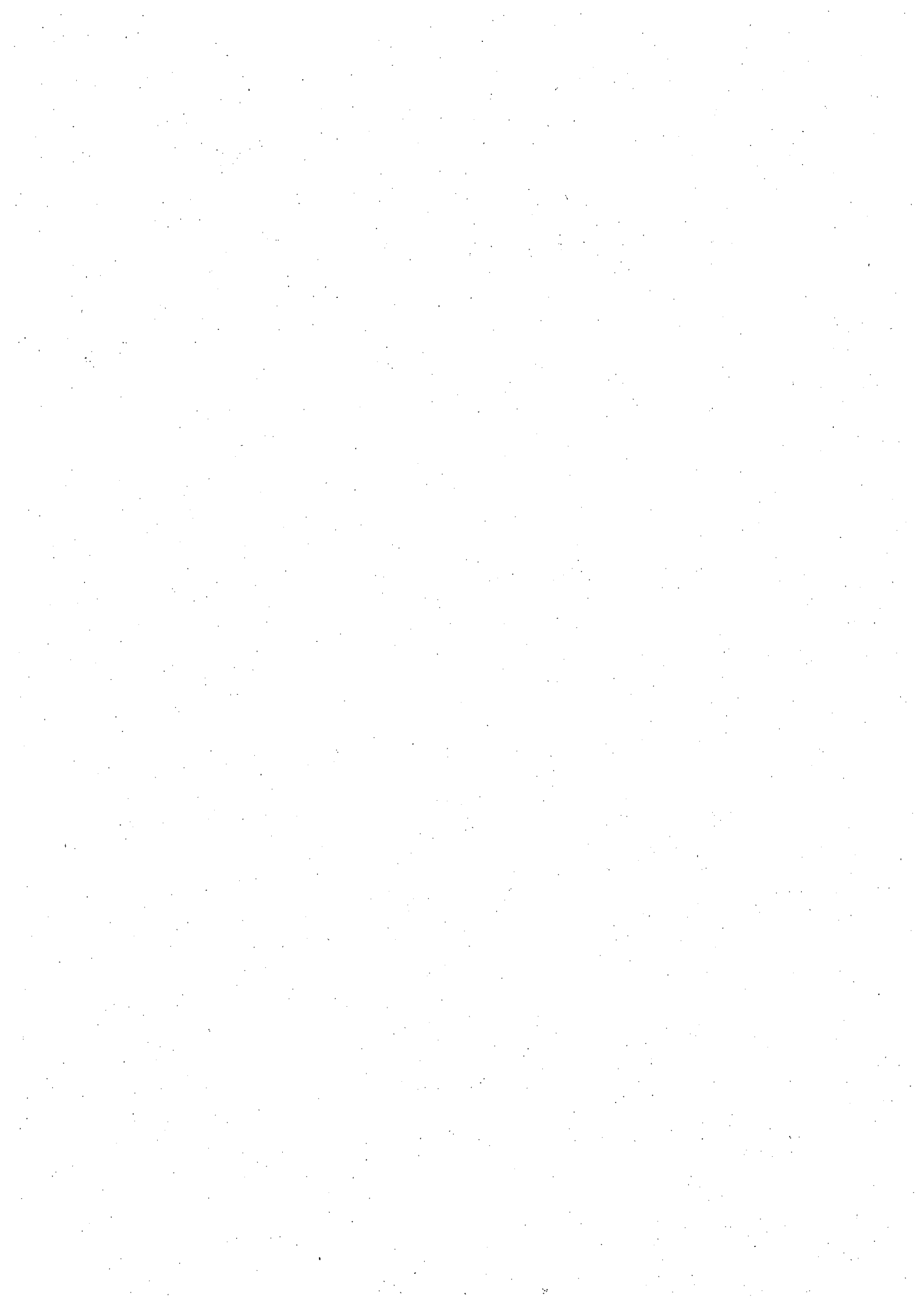
三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、三重県議会議長から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、適当と認める。

令和元年9月19日

三重県教育委員会教育長 廣田恵子

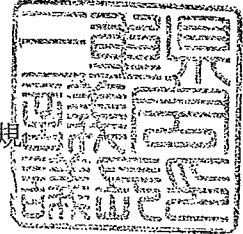


三議第110号

令和元年9月18日

三重県教育委員会教育長 様

三重県議会議長 中 嶋 年 規



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例案に対する意見について

令和元年定例会において、知事から提出された下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

議案第30号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

事務担当 議会事務局議事課 松本

電話 059-224-2874

FAX 059-229-1931



議案第三十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づ  
く職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和元年九月十八日

三重県知事 鈴木英敬

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づき職務権限の特  
例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づき職務権限の特例に  
関する条例（平成二十四年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正  
する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法 律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十 三条第一項の規定に基づき、同項第二号に規 定するスポーツに関する事務（学校における 体育に関することを除く。）は、知事が管理 し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法 律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十 三条第一項の規定に基づき、同項第一号に規 定するスポーツに関する事務（学校における 体育に関することを除く。）は、知事が管理 し、及び執行することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關す  
る法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理す  
る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 制 定 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。

2 制 定 内 容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。

3 施 行 期 日

公布の日から施行するものとする。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について（改正点）

R1.9.19

改正概要

- 令和元年6月に公布された「第9次地方分権一括法」（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、この改正に伴い条例の条文に号ズレが生じるため、これを是正するための改正である。

○参考

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後） 抜粋】

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十二（略）

十三 スポーツに関すること。

十四～十九（略）

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関すること。

二 幼保連携型認定こども園に関すること

三 私立学校に関すること。

四～六（略）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

**第二十九条** 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

（教育機関の設置）

**第三十条** 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（現行） 抜粋】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関するものを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。